

民間保育園長 様  
施設長 様

こども青少年局保育運営課長

横浜市保育所児童保育要録取扱要綱の改正について（通知）

時下 益々御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から本市保育行政の推進にご協力をいただきありがとうございます。

さて、平成 21 年 4 月 1 日から保育所保育指針（平成 20 年厚生労働省告示 141 号）が施行され、保育所に入所している子どもの就学に際して、子どもの育ちを支えるための資料として「保育所児童保育要録」を保育所から就学先となる小学校へ送付することが定められています。

保育要録の送付が始まって 2 年が経過したことから、小学校と公民園長による検討会を開催し、様式や記載内容、送付方法について検討を行ってきました。今回、次のとおり「保育所児童保育要録取扱要綱」について改正を行いましたので、通知します。

あわせて「保育所児童保育要録」の作成や小学校の送付に際する取扱や記入上の注意点等について「横浜市保育所児童保育要録の取扱い・記入について」も改訂を行いましたので、通知します。

平成 23 年度の送付分から、作成等行っていただくようお願いいたします。

【改訂内容】

- 1 保育所児童保育要録の写しが原本と相違ないものであることを証明する文を記載し、印を押すこととする。
- 2 保育所児童保育要録の様式の修正。

【送付内容】

- 1 「横浜市保育所児童保育要録取扱要綱」
- 2 「横浜市保育所児童保育要録の取扱い・記入について（改訂版）」

担当：運営調整係 安藤  
TEL 671-2396  
保育向上支援係 宮本  
TEL 671-2397

様式はホームページからもダウンロードができます。（変更になりました）  
<http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/unei/hoikuseido/youroku.html>

# 横浜市保育所児童保育要録取扱要綱

制 定 平成 21 年 2 月 20 日 こ保運第 2423 号（局長決裁）

最近改定 平成 23 年 12 月 26 日 こ保運第 2923 号（局長決裁）

## （目 的）

第 1 条 この要綱は、別に定めるものを除き、横浜市の保育所において、保育所保育指針（平成 20 年厚生労働省告示第 141 号）の定める「保育所に入所している子どもの就学に際し、市町村の支援の下に、子どもの育ちを支えるための資料（以下「保育所児童保育要録」という。）」に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## （用語の意義）

第 2 条 この要綱に定める用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

### （1）保育所児童保育要録

保育所保育指針（平成 20 年厚生労働省告示第 141 号）の定める「保育所に入所している子どもの就学に際し、市町村の支援の下に、子どもの育ちを支えるための資料」をいう。

### （2）保育所

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条の規定に基づき、保育に欠ける子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設をいう。

### （3）施設長

保育所の長をいう。

### （4）小学校

学校教育法（昭和 22 年法律第 22 号）第 1 条を規定する小学校及び特別支援学校をいう。

## （対象児童）

第 3 条 保育所児童保育要録を作成する対象児童は、翌年度小学校に入学する児童で、3 月 1 日に当該保育所に在籍見込みの児童とする。

## （作成者）

第 4 条 保育所児童保育要録は、施設長の責任の下、担当の保育士が記入し作成することとする。

## （記載する事項及び様式）

第 5 条 保育所児童保育要録に記載する事項は次のとおりとする。

- （1）児童氏名・性別・住所・生年月日・就学先の小学校名
- （2）児童の保育期間
- （3）保育所名及び住所
- （4）子どもの育ちに関わる事項
- （5）子どもの健康状態等
- （6）養護に関わる事項
- （7）教育に関わる事項

(8) 施設長名・担当保育士名

2 保育所児童保育要録の様式は、別添のとおりとする。

(送付時期及び送付方法)

第6条 施設長は、作成した保育所児童保育要録の写しを、遅くとも対象児童が小学校に入学する年の3月10日までに小学校長に届くようにすることとする。その際、個人情報を含む書類であることから、各保育所は直接交付や簡易書留郵便など確実な方法で小学校長に届けることとする。

2 写しには、原本と相違がないことの証明と、施設長の印を押印する。

(保存期間)

第7条 保育所児童保育要録の原本は、当該児童が小学校を卒業するまでの間、施設長が保存することとする。

(個人情報の保護)

第8条 施設長は、保育所児童保育要録を個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に従って、適切に扱わなければならない。

(保護者への周知)

第9条 施設長は、保育所児童保育要録の制度について、入所時や懇談会などをおして、保護者に周知しなければならない。

(小学校との連携)

第10条 施設長は、児童の就学に際する情報の共有化を図るために、小学校と積極的な連携に努めるものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、保育所児童保育要録の作成に必要な事項は、こども青少年局保育運営課長が定める。

(施行期日)

この要綱は平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成23年12月26日から施行する。

横浜市保育所児童保育要録

記入日： 年 月 日

ひらがな		性別		住所	
児童氏名		男女	住所		
			生年月日	年 月 日 生	
就学先		保育期間	年 月 日 ~ 年 月 日( 年 月)		
保育所名及び住所	(保育所名)	(保育所所在地) 〒	—	電話 ( )	
子どもの育ちに関わる事項 (保育歴・成育歴・家庭の状況等)				子どもの健康状態等 ※特に留意すべき点があれば記載	
項目	保育士等が行ってきた援助や関わりの視点			子どもの姿・保育士の援助等	
養護	生命の保持	<ul style="list-style-type: none"> <li>・快適に生活できるようにする。</li> <li>・健康で安全に過ごせるようにする。</li> <li>・生理的要求が、十分に満たされるようにする。</li> <li>・健康増進が、積極的に図られるように</li> </ul>			
	情緒の安定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安定感を持って過ごせるようにする。</li> <li>・自分の気持ちを安心して表すことができるようにする。</li> <li>・周囲から主体として受け止められ、主体として育ち、自分を肯定する気持ちが育まれていくようにする。</li> <li>・心身の疲れが癒されるようにする。</li> </ul>			
項目	子どもの発達を捉える視点			子どもの姿・保育士の援助等	
教育	健康	<ul style="list-style-type: none"> <li>・明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。</li> <li>・自分の体を十分に動かし、遊んで運動しようとする。</li> <li>・健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付ける。</li> </ul>			
	人間関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所生活を楽しみ、自分の力で行動することの充実感を味わう。</li> <li>・身近な人と親しみ、関わりを深め、愛情や信頼感を持つ。</li> <li>・社会生活における望ましい習慣や態度を身に付ける。</li> </ul>			
	環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心を持つ。</li> <li>・身近な環境に自分から関わり、発見を楽しんだり、考えたりし、それを生活に取り入れようとする。</li> <li>・身近な事物を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする。</li> </ul>			
	言葉	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。</li> <li>・人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。</li> <li>・日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、保育士等や友達と心を通わせる。</li> </ul>			
	表現	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いろいろな物の美しさなどに対する豊かな感情を持つ。</li> <li>・感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。</li> <li>・生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ。</li> </ul>			
施設長名		印	担当保育士名		印

※「養護」とは、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わり

※「教育」とは、子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達援助 (修正日) 年 月 日

# 横浜市保育所児童保育要録の取扱い・記入について

平成 23 年 12 月 26 日改訂

横浜市こども青少年局保育運営課

## 1 保育所児童保育要録の趣旨

保育所児童保育要録（以下「保育要録」という。）は「保育所での子どもの育ちをそれ以降の生活や学びへとつなげていく」、「小学校において子どもの育ちを支え、子どもの理解を助ける」という期待から、保育所生活を通して子どもが育ってきた過程を振り返り、その姿や発達の状況を簡潔にまとめたものです。子どもの最善の利益を考慮し、保育所から小学校へ子どもの可能性を受け渡していくものであると認識することが大切です。

## 2 対象児童、送付時期・方法、修正について

### (1) 対象児童

翌年度小学校に入学する児童で、3月1日に保育所に在籍見込みの児童

### (2) 作成、送付時期及び方法

施設長は対象児童の担任等が記入した保育要録を作成します。

施設長は作成した保育要録の写しを遅くとも3月10日までに各小学校長に届くように送付します。

個人情報を含む書類であることから、各保育所は送付書を添え、直接交付（手渡し）や簡易書留郵便など確実な方法で各小学校に届け、受領書を受け取ります。（受け渡しは代理も可とします。受領書は各学校で作成します。）

### (3) 修正

#### ア 子どもの状況が変わった場合

提出日から3月31日までの間に、子どもの状況等について、小学校へ伝えるべき重要な変化（家庭の状況や健康状態等）があった場合には、施設長は原本に追記・修正したもの（追記・修正日を記入）の写しを小学校長へ送付します。修正は、原本に修正箇所を二重線で消してから記入します。

#### イ 就学先が変わった場合

送付した後に転居することになり、小学校が変わる場合は、修正日を記入の上、原本の就学先や住所を修正の上、転居先の小学校長へ写しを送付します。その際、すでに送付済みの要録については、原則施設長が責任をもって回収します。

## 3 保育要録の保存・管理等について

### (1) 保育所における保存期間・管理

保育要録の原本については、保育要録の趣旨を鑑み、当該児童が小学校を卒業するまでの間（6年間）保存します。それ以降は廃棄処分します。

保育要録は、児童氏名、生年月日等の個人情報を含むものであるため、個人情報の

保護に関する法律（平成15年法律第57号）等を踏まえて、施設長は、その取扱いを厳重に管理し、金庫・書庫など施錠できる場所に保管します。

## (2) 保育要録の開示

保育要録は、個人情報を含むものであり、個人情報の保護に関する法令等を踏まえ、適切に取り扱わなくてはなりません。保育要録を事前に保護者等に開示を行う必要はありません。

小学校へ送付後、保護者等から開示請求があった場合は法令等に基づき次のとおり対応をします。（※参考資料参照）

### ア 民間保育所における取り扱い

「個人情報の保護に関する法律」及び「福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン」（平成16年11月30日雇児発第1130001号厚生労働省関係局長通知 厚労省ホームページに掲載）に則って、適切に対応します。

### イ 市立保育所における取り扱い

「横浜市個人情報保護条例」に基づいた取扱いとし、他の個人情報の開示の扱いと、同様に対応します。

## 4 保育要録の記入上の注意点

記入上の全般的な注意・留意点

- ・子どもや保護者の人権には十分配慮します。
- ・一人一人の子どもの良さや全体像が伝わるように記載します。
- ・前向きに肯定的に記載します。
- ・子どもの育ちを小学校へつなげるためのものと捉え、支援の仕方やかかわり方が具体的にわかるように記載します。
- ・過度な負担とならないよう子どもの育ちを記録する保育経過記録等の活用や、保育要録を子どもの育ちの記録とするなどの工夫を各保育所で検討します。

〈書き方例〉

#### ◆好ましい書き方

・取り掛かりの遅い傾向があったが、保育者が見通しのある言葉をかけることによって、少し先のことを見通せるようになった。

・絵画制作など、苦手意識をもっている活動にも、保育士から認められることで、粘り強く最後まで取り組むようになってきた。

（支援の仕方やかかわり方を具体的に書くとよい）

#### ◆好ましくない書き方

- ・○○はできない。
- ・○○のことで注意されることが多い。

・いつも〇〇するのでトラブルになる。など

(1) 氏名・性別・住所・生年月日・就学先

・それぞれに従って記載します。

(2) 保育期間

・保育要録を記載する保育所に在籍した期間を記載します。  
(3月31日卒園見込みとします。)

(3) 保育所名及び保育所所在地

・正式な保育所名及び所在地(電話番号を付記する)を記載します。

(4) 子どもの育ちに関わる事項

・子どもの育ってきた過程(保育歴・成育歴等)を踏まえ総合的に記載します。

(5) 子どもの健康状態等

・健康の状態等、特に留意する必要がある場合等について記載します。

(6) 養護

・子どもの生命の保持及び情緒の安定に関わる事項について記載します。  
・保育者が子どもに関わる中で、どのように成長したかを簡潔に記載します。  
・例えば、生活リズムや心身の状態への配慮、基本的な生活習慣に関すること等、養護的な視点で記載します。

(7) 教育

・子どもとの関わりを振り返り、発達援助の視点等を踏まえた上で、主に最終年度(5、6歳)における子どもの心情、意欲、態度等について記載します。  
・5領域の活動の中での保育士の働きかけと子どもの姿を簡潔に記載します。  
・転園をしてきた場合は、その時点からの記載とします。

(8) 施設長名・担当保育士名

・記載が完了した後に、記入について責任を有する施設長及び担当保育士が氏名を記入し、押印をします。

(9) 写しの作成及び小学校への送付

・小学校へ送付する時は、原本をコピーします。裏面に正式な写しであることを証明することを記し、日付を記載した上で、施設長の印を朱肉で押印し、小学校へ送付します。

## 5 保護者への制度等の周知

(1) 保育要録は、保護者との信頼関係を基盤として、保護者の思いを踏まえつつ記載するとともに、個人情報を含む保育要録の趣旨及びその内容と、保育要録が就学先の小学校に送付されることを、入所時や懇談会などをとおして、あらかじめ保護者に周知しておきます。

<内容例>

- ・保育所保育指針は、保育所における保育の内容やこれに関連する運営等を定めたもの。H20年3月に厚生労働大臣の告示となり、法律と呼ばれる規範のあるものとなった。
- ・保育所保育指針に第4章エ(イ)「～子どもの育ちを支えていくための資料が保育所から小学校へ送付されるようにすること」と記されている。
- ・保育要録は「保育所での子どもの育ちをそれ以降の生活や学びへとつなげていく」、「小学校において子どもの育ちを支え、子どもの理解を助ける」という期待から、保育所生活を通して子どもが育ってきた過程を振り返り、その姿や発達の状況を簡潔にまとめたものです。子どもの最善の利益を考慮し、保育所から小学校へ子どもの可能性を受け渡していくものであると認識することが大切である。
- ・「個人情報の保護に関する法律」に基づいた取扱いとする。  
個人情報を第三者に提供する際には本人の同意が必要であるが、保育要録については、同意が不要である。

(2) 住所や就学先が変わったときは、必ず知らせてもらえるように働きかけます。

## 6 その他

- (1) 様式及び「保育要録の様式、取扱い・記入について」の内容は、保育要録を使用していくなかで、適宜見直しを行います。
- (2) 記入すべき事項が多い場合は、別紙の添付も可とします。

## <参考>

### \*保育所保育指針の施行に際しての留意事項について

(平成20年雇児保発第0328001号通知)

#### 第3 保育所児童保育要録関係

##### 3 個人情報保護の観点からの留意事項について

(1) 公立保育所においては、各市町村が定める個人情報保護条例に準拠した取扱いとする。

(2) 私立保育所については、当該保育所が個人情報の保護に関する法律第2条第3項に規定する個人情報取扱事業者該当する場合については、原則として個人情報を第三者に提供するには本人の同意が必要となるが、保育要録については、例外的に同意が不要となる場合を定めた同法第23条第1号(法令に基づく場合)に該当するため、第三者提供について本人(保護者)の同意は不要であること。

### \*個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)

第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。

3 この法律において「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

- 一 国の機関
- 二 地方公共団体
- 三 独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)
- 四 地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)
- 五 その取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定める者

(第三者提供の制限)

第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- 一 法令に基づく場合

### \*「福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン」

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/seisaku/kojin/dl/161130fukusi.pdf>

## ＜保育所での被虐待児童の見守り強化＞

子どもに対する虐待は、最大の人権侵害であり、子どもの健康と安全が脅かされ、生命の危機も招く重大な問題です。

保育所保育指針や解説書において、「虐待防止等に関する連携」や「保護者に不適切な養育等が疑われる場合の支援」が示されており、見守りや保護者への支援は、保育所の重要な役割です。

「虐待ではないか」と疑いを持った場合の通告義務は、守秘義務に優先されます。

※別紙 発見のポイントを参照してください。

気になる児童や家族については、担任だけで対応せず、組織内で共有化し、対応については組織的に行い、必要に応じて区役所や児童相談所などの関係機関と情報共有し、適切な対応に努めてください。

### 【添付書類】

- ① 被虐待児童等及び保護者に対する見守り等への注意喚起について  
(平成24年7月6日 こ保第1048号 こども青少年局長通知)
- ② 保育所保育指針、保育所保育指針解説書 抜粋
- ③ 子ども虐待対応の手引き 抜粋
- ④ 保育所・幼稚園の役割、発見のポイント(虐待防止ハンドブック抜粋)

認可保育所設置者・施設長様

こども青少年局長

## 被虐待児童等及び保護者に対する見守り等への注意喚起について（通知）

日頃から、横浜市保育行政の推進に御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

また、被虐待児童あるいは虐待のおそれのある児童の見守り等に関しましては、区役所及び児童相談所と連携し、御対応をいただき、お礼申し上げます。

さて、平成24年5月31日、横浜市内の保育所に通う、3歳の男児が自宅にて死亡しました。実母が無理心中を図ったとして警察で捜査していたところ、6月13日、実母が殺人容疑で逮捕されました。

被虐待児童あるいは虐待のおそれのある児童・保護者の対応につきまして、各保育所と区役所及び児童相談所と適時的確な連携を図るため、以下の事項に留意し、御対応いただきますよう、お願いいたします。

### 1 保育所での見守りにおける留意点

区役所又は児童相談所から、**見守りを依頼されている被虐待児童あるいは虐待のおそれのある児童・保護者に、別紙「1 注意する児童・保護者の状況」のような状況がある場合には特に注意が必要です。そのような際には、区役所又は児童相談所へ速やかに御連絡ください。**日々の対応においては、別紙「2 対応の留意点」に従い、行ってください。また、具体的な見守りの内容や、児童や保護者の状況に変化が生じた際の対応等につきましては、個々の事例により異なりますので、区役所や児童相談所と個別に確認をお願いします。

### 2 虐待が疑われる場合の速やかな連絡（通告）

児童虐待は未然に防ぐことを第一に、できる限り早期に発見し、対応することが重要です。（児童福祉法（第25条）及び児童虐待の防止等に関する法律（第6条）では、虐待を受けたと思われる児童の通告義務を国民に課しています。また、児童虐待の防止等に関する法律（第5条）では、児童の福祉に職務上関係のあるものは児童虐待の早期発見に努めなければならないとされています。）

虐待が疑われる児童についての連絡（通告）は問題解決につながる「支援」への第一歩となります。虐待ではないかと疑いを持った場合は、たとえ**確信がなくても区こども家庭（障害）支援課又は児童相談所へ速やかに連絡（通告）**し、関係機関と連携して対応をしていただきますようお願いいたします。

**この連絡（通告）は、時間を置かずにされることが重要ですので、区こども家庭（障害）支援課又は児童相談所へ速やかに御連絡ください**ますよう、お願いいたします。

区担当者が不在の場合であっても、必ず、他の職員に具体的な内容を伝えてください。

職員へも十分周知いただき、施設長及び職員における緊急連絡体制の構築をお願いいたします。

なお、虐待の通告の連絡先は、区こども家庭（障害）支援課又は児童相談所の他、「よこはま子ども虐待ホットライン」（0120-805-240）で受け付けています。

### 3 添付資料

- （1）「虐待の発見のポイント」（横浜市子ども虐待防止ハンドブックから抜粋）
- （2）横浜市内で発生した3歳男児死亡事例について（経過）

\* 土日・夜間を含めた区との緊急連絡体制については、区と相談をお願いします。

\* 「見守りを依頼している児童」及び「見守りは依頼されていないが虐待のおそれ等留意が必要と思われる児童」については、児童及び保護者の状況について、別途御報告をいただきたく、依頼をしておりますので、御協力をお願いします。

\* 見守りは依頼されていないが虐待のおそれのある児童につきましても、別紙「1 注意する児童・保護者の状況」に注意し、「2 対応の留意点」に従い、「虐待の発見のポイント」を参考にして日々の対応を行ってください。

担当 保育運営課運営指導係

小野・田中 電話 671-2427

こども家庭課児童虐待・DV対策担当

坂・見田 電話 671-4288

## 1 注意する児童・保護者の状況

※別添「虐待の発見のポイント」（横浜市子ども虐待防止ハンドブックから抜粋）参照

### ア 児童の様子

- ・児童本人から虐待について話があった。
- ・児童が帰宅を嫌がる。

### イ 保護者の状況

- ・保護者が、児童のケガについて説明しない、説明が曖昧である。
- ・理由不明又は連絡のないもしくは不自然な児童の欠席がある。又は保護者が、不自然な長期の休みを申し出ている。
- ・児童の家庭環境が変化した（保護者の離婚・再婚、転居、別居、同居、離職、転職、経済的困窮等）。
- ・保護者の精神状態が不安定である（うつ的、強迫的、育児不安等）。
- ・保護者が児童への殺意、自殺や無理心中をほのめかしている。
- ・保護者が児童に適切な医療を受けさせない（医療拒否、受診の遅れ、検診等提出物の遅れ等）。
- ・保護者の児童への関わり方が不自然である（あやさない、物のように扱う、拒否的である）。

## 2 対応の留意点

- ・児童の安全確保を最優先する。
- ・虐待ではないかと疑いを持った場合の通告義務は守秘義務に優先する。
- ・日頃から施設長を含む保護者への対応については、組織的に行うこととして、担当保育士が一人で抱え込むことなく、組織全体で行っておく。
- ・気になる世帯については、日頃から家族背景もできる限り把握しておく。
- ・必要に応じ、関係機関と情報共有し対応について確認する。
- ・傷等の状況を保護者から聞き取る際は、説明が不自然ではないか丁寧に聞き取る。
- ・児童の様子に気になることがあれば、その日のうちに保護者に確認し詳細に記録しておく。
- ・日頃から親子の様子を把握できるよう、積極的に声かけなどの支援をする。

## 保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）（抄）

※ 波線内は、「保育所保育指針解説書」（平成20年3月厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課）における記載事項。

### 第四章 保育の計画及び評価

#### 1 保育の計画

##### (三) 指導計画の作成上、特に留意すべき事項

##### ウ 障害のある子どもの保育

(ア) 障害のある子どもの保育については、一人一人の子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で、障害のある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう、指導計画の中に位置付けること。また、子どもの状況に応じた保育を実施する観点から、家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成するなど適切な対応を図ること。

(イ) 保育の展開に当たっては、その子どもの発達の状況や日々の状態によっては、指導計画にとらわれず、柔軟に保育したり、職員の連携体制の中で個別の関わりが十分行えるようにすること。

(ウ) 家庭との連携を密にし、保護者との相互理解を図りながら、適切に対応すること。

(エ) 専門機関との連携を図り、必要に応じて助言等を得ること。

##### ③ 障害のある子どもの保育

###### 【保育所における障害のある子どもの理解と保育の展開】

保育所においては、すべての子どもが、日々の生活や遊びを通して共に育ち合っています。障害のある子どもが安心して生活できる保育環境となるよう十分に配慮します。

一人一人の障害は様々であり、その状態も多様であることから、保育士等は、子どもが発達してきた過程や心身の状態を把握し、理解することが大切です。子どもとの関わりにおいては、個に応じた関わりと集団の中の一員としての関わりを両面を大事にしながら、保育を展開していきます。

###### 【個別の指導計画と支援計画】

保育所では、障害のある子ども一人一人の実態を的確に把握し、安定した生活を送る中で、子どもが自己を十分に発揮できるよう見通しを持って保育することが必要です。そこで、必要に応じて個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけておくことが大切です。その際には、障害の状態や生活や遊びに取

り組む姿、活動への関心や参加の様子、さらには友達との関わりなどをていねいに把握して、クラス等の指導計画と個別の指導計画をどう関連させていくのか、環境構成や援助として特に何を配慮していくのかなど、具体的に見通すことが大事になります。また、計画に基づく支援が、長期的にどのような方向性をめざしていくのか、担当保育士をはじめ、看護師等や栄養士、嘱託医などが連携することが基本です。

学校教育において、幼児期から学校卒業後まで一貫した支援を行うために、個別の教育支援計画の作成が進められている今日、保育所においても、市町村や地域の療育機関などの支援を受けながら、長期的な見通しを持った支援のための個別の計画の作成が求められます。その際、各保育所においては、保護者や子どもの主治医、地域の専門機関など、子どもに関わる様々な人や機関と連携を図ることが重要です。こうした取組が小学校以降の個別の支援への連続性を持つこととなります。

#### **【職員相互の連携】**

障害のある子どもの理解と援助に当たっては、担当保育士だけではなく、職員全体で共通理解を図りながら取り組むことが基本です。そのためには、施設長が中心となり、職員全体で定期的かつ必要に応じて話し合う機会を持つことが求められます。

担当保育士を中心にその日の子どもの心身の状況に応じて、職員間で協力しながら保育を進めていくことが重要です。

#### **【家庭との連携】**

障害のある子どもの理解と援助は、子どもの保護者や家庭との連携が何よりも大切になります。保育所と家庭での生活の状況を伝え合うことで、子どもの理解を深め合うことや、保護者の悩みや不安などを理解し支えていくことなどが可能となります。こうした連携を通して保護者が保育所を信頼し、子どもについての共通理解のもとに協力し合う関係を形成することができます。

また、他の子どもの保護者に対しても、保育所での生活の中で、子どもが互いに育ち合う姿を通して、障害についての理解が深まるようにすることが大切です。その際、子どもとその保護者や家族に関するプライバシーの保護には十分留意します。

#### **【地域や専門機関との連携】**

障害のある子どもの保育に当たっては、地域の専門機関と連携し適切なアドバイスを受けながら取り組んでいくことが必要となります。そのためには、保育所と専門機関とが定期的、または必要に応じて話し合う機会を持ち、子どもへの理解を深め、保育の取組の方向性について確認し合うことが大事です。

また、就学する際には、保護者や関係する専門機関がそれまでの経過やその後

の見通しについて協議し、その子どもにとって最も適していると思われる支援のあり方を考えていくことが求められます。

## 第五章 健康及び安全

### 1 子どもの健康支援

#### (一) 子どもの健康状態並びに発育及び発達状態の把握

ウ 子どもの心身の状態等を観察し、不適切な養育の兆候が見られる場合には、市町村や関係機関と連携し、児童福祉法第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会（以下「要保護児童対策地域協議会」という。）で検討するなど適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。

#### ⑤虐待の予防・早期発見等の対策

##### 【虐待対策の必要性】

- 保育現場は、子どもの心身の状態や家庭での生活、養育の状態等が把握できる機会があるだけでなく、保護者の状況なども把握することが可能です。保護者からの相談を受けたり、支援を行うことにより、虐待発生の予防的機能も可能になります。
- マニュアルを作成し、施設全体の共通認識の下に、組織的に対応すること、また、市町村をはじめとする関係機関とも密接な連携を図ることが必要です。

##### 【虐待等の早期発見】

- 子どもの身体の状態、情緒面や行動、養育の状態等について、普段からきめ細かに観察することが必要です。また、保護者や家族の日常生活や言動等の状態を見守ることが望まれます。

コラム：◎「観察」の主な要点

保育士等が子どもの状態を把握するための視点として以下のことがあげられます。

- ◎子どもの身体の状態：低身長、やせているなどの発育障害や栄養障害、不自然な傷・皮下出血・骨折・火傷、虫歯が多いまたは急な虫歯の増加 等
- ◎心や行動の状態：脅えた表情・暗い表情、極端に落ち着きがない、激しい癩癩、笑いが少ない、泣きやすい、言葉が少ない、多動、不活発、攻撃的行動、衣服の着脱を嫌う、食欲不振、極端な偏食、拒食・過食 等
- ◎不適切な養育状態：不潔な服装や体、歯磨きをしていない、予防接種や医療を受けていない状態 等
- ◎親や家族の状態：子どものことを話したがない、子どもの心身について説明し

ない、子どもに対する拒否的態度、しつけが厳しすぎる、叱ることが多い、理由のない欠席や早退、不規則な登所時刻 等

**【虐待等が疑われる場合や気になるケースを発見した時の対応】**

保育所では、保護者が何らかの困難を抱え、そのために養育が不適切になる恐れがあると思われる場合には、常に予防的に精神面、生活面を援助していく必要があります。上記の種々の事項に応じて、実際に不適切な養育が起こっていると疑われる場合や気になるケースを発見した時は、速やかに市町村や関係機関と連携を取ることが必要です。なお、この対応については、第6章においても記述されています。

### 3 食育の推進

(四) 体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応すること。栄養士が配置されている場合は、専門性を生かした対応を図ること。

#### ③障害のある子ども

障害のある子どもに対し、他の子どもと異なる食事を提供する場合があります。食事の摂取に際しても介助が必要な場合があります。療育機関、医療機関等の専門職の指導・指示を受けて、一人一人の子どもの心身の状態、特に、咀嚼や嚥下の摂食機能や手指等の運動機能等の状態に応じた配慮が必要です。また、誤飲をはじめとする事故の防止にも留意しなければなりません。さらに、他の子どもや保護者が、障害のある子どもの食生活について理解できるように配慮します。

## 第六章 保護者に対する支援

### 2 保育所に入所している子どもの保護者に対する支援

(四) 子どもに障害や発達上の課題が見られる場合には、市町村や関係機関と連携及び協力を図りつつ、保護者に対する個別の支援を行うよう努めること。

#### (4) 障害や発達上の課題が見られる子どもとその保護者に対する支援

障害や発達上の課題が見られる子どもとその保護者に対しては、更に十分な配慮のもとに保育並びに支援を行うことが必要です。これらの子どもの保育に当たっては、第4章－1－(3)－「ウ障害のある子どもの保育」に記されている事項を十分に配慮し、保護者、主治医や関係機関との連携を密にするとともに、必要に応じて療育機関等の専門機関からの助言を受けるなど、適切な対応を図る必要があります。また、保護者に対しては必要に応じて保育指導を行うとと

もに、他の子どもや保護者に対して、障害に対する正しい知識や認識ができるように支援する必要があります。

なお、発達障害者支援法に基づき、市町村が保育の実施に当たって発達障害児の健全な発達が他の児童と共に生活することを通して図られるよう配慮して入所を決定した場合には、特に上述の事項を踏まえて支援を行うことが求められます。また、幼稚園、小学校との連携に当たっては、学校教育における個別支援計画の策定とも関連することに留意することが必要です。

(六) 保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市町村や関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会で検討するなど適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。

#### (6) 保護者に不適切な養育等が疑われる場合の支援

保護者に不適切な養育等や虐待が疑われる場合の保護者支援には、時に保育所と保護者との間で意向や気持ちにずれが生じたり、対立が生じかねないことがあります。何よりも重要なことは、常日頃、保護者との接触を十分に行い、保護者と子どもとの関係に心を配り、ソーシャルワークの機能を念頭に置いて、関係機関との連携のもとに、子どもの最善の利益を重視して支援を行うことです。そのことが保護者の養育に変化をもたらし、あるいは虐待の予防や養育の改善に寄与する可能性を広げます。

しかし、保育所や保育士等による対応では不十分であったり、限界があると判断される場合には、関係機関との連携がより強く求められます。特に児童虐待の防止等に関する法律が規定する虐待に関する通告義務は、保育所や保育士等にも課せられています。このような場合は、特に児童相談所等の関係機関との連携、協力が求められます。これらに関する対応については、第5章の1「子どもの健康支援」の内容を踏まえ、必要なマニュアルなどを作成し活用するとともに、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）との関係を深め、参画することが求められます。

## 「子ども虐待対応の手引き（平成21年3月31日改正版）」（抄）

### 第11章 関係機関との協働

#### 8. 保育所、幼稚園・小学校・中学校等との連携

##### （1）保育所、幼稚園・小学校・中学校等との連携の意義

市町村における児童虐待対策の充実を図るために要保護児童対策地域協議会が法定化され、この協議会を構成する主要機関である保育所及び学校（幼稚園・小学校・中学校・高校を含む。以下同じ。）は、児童虐待に関する知識・技術を高め、虐待の予防、発見、対応において重要な役割を発揮しつつある。

保育所及び学校は、昼間子どもたちが家庭から離れ、同年齢集団等の中で学び、遊び、生活する場であることから、虐待を受けている子どもや不適切な養育環境にある子どもにとって、昼間、家庭から離れ、保育所や学校において、心身の健康と安全が保障されるとともに、家庭での生活状態を日々観察する機会がもてることの意義は大きく、関係者には、より深い子どもの理解と人権擁護等への認識が求められる。

##### （2）保育所、学校等との連携にあたっての留意事項

###### 〔1〕発見通告時の現場のとまどい

保育所については、「保育所保育指針」が平成20年3月28日厚生労働省告示第141号として告示され（施行平成21年施行予定）、その第5章「健康及び安全」及び第6章「保護者に対する支援」に保育所における子どもへの虐待等への対応が規定されている。第5章では、「1. 子どもの健康支援」として、「子どもの心身の状態等を観察し、不適切な養育の兆候が見られる場合には、市町村や関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会で検討するなど適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること」としている。また、第6章では、「2. 保育所に入所している子どもの保護者に対する支援」として、保護者に育児不安等が見られる場合、不適切な養育が疑われる場合、虐待が疑われる場合とそれぞれの対応について明記している。保育所においては、こうした書き分けを十分理解し、虐待が疑われる前の段階での迅速かつ適切な対応が重要であると認識する必要がある。

全国の保育所においては、日常的かつ継続的に子どもや保護者と関わる中で、保護者の子育てを支援し、虐待の芽を摘むなどの適切な対応が求められる。特に告示化された保育指針を踏まえて、各保育所が保育所の役割や機能を適切に発揮することが望まれる。

## ① 保育所・幼稚園

保育所や幼稚園は養育者と子どもがともに通園することから、親子の関わり方や子育ての様子を目にすることができます。日頃から養育者に対して子育てに関する相談にのったり、子育ての大変さに理解を示す声かけなどの支援が大切です。

また、保育士や教諭は、日中の生活のなかで、子どもの様子を観察することができるので、深刻な虐待に至る前に発見したり、早い解決につなげることができます。

### ア 発見のポイント

次のような様子が見られたら「虐待」の可能性を疑ってみましょう。そして、注意深く観察してください。園内で組織的に共有し、必要に応じて福祉保健センター・児童相談所に相談・通告ください。

#### <子どもの様子>

- よくケガをするが原因がはっきりしない。手当が十分でない。
- 発育が悪い。表情が乏しく元気がない。
- 着衣が薄汚れていたり、季節や気温にそぐわない服装をしている。
- 長期間入浴してない。
- 集団に入れない（警戒心が強い、何事にも集中できない）。
- 養育者がいると顔をうかがっているが、一旦離れると全く無関心である。
- 身体接触をいやがる（抱こうとすると逃げる、抱き上げると身をかたくする、オムツやパンツを代えようとする時と怖がる）
- 必要以上に「良い子」である（期待どおりに行動しようとする、必要以上に他の子の世話をやく）
- 些細なことでも他児に対して執拗に攻撃する。
- 虫や小動物を殺したりいじめたりする。
- 転んだりケガをしても泣かない。助けを求めない。
- 一旦ハメをはずすと止めどなく、コントロールがきかない。
- おやつや給食をむさぼるように食べるが太らない。満足を知らない。
- 職員を試したり、独占しようとし、他児を排斥する。

#### <養育者の様子>

- 子どもの要求をくみ取ることができない（要求を予想したり理解できない、なぜ泣くのかわからない）。
- 子どもが新しい遊びや遊具に関心をもつことを好まない。
- 子どもと遊ぶときに必要以上に距離を置こうとする。
- 自分と対等な存在と感じ、自分を脅かす存在とみている。
- 乳幼児期の早期から子どもを甘やかすのはよくないと強調する。
- 養育者の気分の変動が激しく、自分の思いどおりにならないとすぐに体罰を加える。
- 子どもに心理的に密着しすぎるか、全く放任が極端である。
- 子どもに能力以上のことをむりやり教えようとする。
- 登園させない。

## イ 初期対応

### ●園長に相談

虐待が疑われる場合や心配があるときには一人で悩まずに、まず園長に相談をしましょう。そして、速やかに虐待が疑わしいことを福祉保健センターまたは児童相談所に連絡します。

### ●情報収集と観察記録

その子どもに関する身上を調査したり、他の保育士や教諭から気づいたことを聴き取るなどしてできるだけ多くの情報を集めるようにします。

また、「虐待かな」と疑いを持ったときから、子どもの身体的状況、言動の様子、養育者の態度などを具体的に記した観察記録の作成を開始します。観察記録には、発生年月日など時間経過も必ず記載します。

### ●福祉保健センターまたは児童相談所への通告

虐待の可能性が高い場合には早急に福祉保健センターまたは児童相談所に通告します。(必要により「児童虐待防止連絡票」(p81 参照)を活用してください)特に、緊急度が高い場合は、ただちに児童相談所へ通告します。

### ●緊急度が高い場合の対応

緊急度が非常に高く、子どもの生命・身体の安全確保が必要な場合は、児童相談所での一時保護、病院に搬送しての治療、警察による安全確保などの対応を要請します。

## ウ 支援

担当職員が一人で抱え込むのではなく、園内の職員会議等により、子どもと養育者をどのように支援していくのか、それぞれがどのような役割をすればいいのか等について協議し、園長をはじめとする職員皆が共通の認識を持って対応していくことが大切です。また、園だけの判断だけではなく、常に、福祉保健センターや児童相談所などの外部の関係機関と連携をとりながら対応していくことも重要です。

### 地域の中の、さまざまな子育て支援の場において…

p14～p15の「横浜市における子育て支援体制」の図にあるように、現在、地域の中では、「地域子育て支援拠点」や「つどいの広場」等様々な子育て支援の場や制度が設けられています。それぞれ、対象とする子どもの年齢や、支援の内容などは異なりますが、保育所や学校などと同じように、子どもの虐待を察知し発見しやすい立場にあることを意識して、日頃の支援に臨んでいただくことが必要です。日頃、子どもや養育者との関わりの中で、「虐待かな」などと心配を感じたら、福祉保健センターや児童相談所に気軽に相談してください。

虐待の発見のポイントなどについては、本章の①「保育所・幼稚園」、②「学校」などを参考にしてください。



## 保育所における給食運営に関する事項

平成 27 年 1 月 28 日

### 1 調理担当者

給食数に見合った人数の配置とする。

児童の健全な発育に必要な栄養を満たすための献立を作成するため、栄養士の雇用も考慮する。

### 2 職員の検便

調理従事者は、臨時職員を含め、月に 1 回以上の検便（腸管出血性大腸菌 O157 の検査を含める）を実施すること。その他の職員についても、臨時職員を含め、児童の処遇に直接関わる職員は、調理従事者と同様、月 1 回の検便を実施すること。

（社会福祉施設における衛生管理について 大量調理施設衛生管理マニュアル 平成9年3月24日衛食第85号厚生省生活衛生局長通知）

### 3 給食会議

給食の適正な運営のため、定期的（概ね月 1 回以上）に施設長を含む関係職員による会議を行い、記録を保存すること。（児童福祉施設における給食業務に関する援助及び指導について 平成 22 年 3 月 30 日雇児発 0330 第 8 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

### 4 予定献立表の作成

調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

内容は変化に富み、児童に必要な栄養や嗜好を考慮したものとする。

項目としては、①実施日 ②発注及び喫食数（乳児・幼児・職員別） ③献立名  
④食品名 ⑤ 1 人あたり使用量 ⑥総使用量

（市条例（最低基準）第 14 条）

（参考：別紙 1 市立保育園「予定実施献立表」）

### 5 実施献立の記録

実際に提供した献立の内容を記録する。予定献立表をもとに変更内容を記入する方法でもよい。

### 6 離乳食の給食記録

離乳食対象児童が入所している場合は、幼児食の他に発育段階に合わせた離乳食を提供する。幼児食と同様に離乳食献立を作成し、記録をする。

（「授乳・離乳の支援ガイド」平成 19 年 3 月 14 日雇児母発第 0314002 号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知）

### 7 職員食

職員に食事を提供する場合は、食事代を徴収する。

予定及び実施人数を正しく把握し、記録する。喫食量は幼児の 120～200%程度とし、発注を適正に行う。

## 8 給与栄養量

最新の「日本人の食事摂取基準」を基に給与栄養量の目標を設定し、必要な栄養量が確保できるように献立作成を行う。

## 9 栄養量の計算

作成した献立を実施する前に栄養価を算出し、給与栄養量の目標と比較して必要に応じて調整を行う。「日本食品標準成分表 2010」を使用して計算する。

## 10 献立内容

献立作成に当たっては、季節感や地域性等を考慮し、品質が良く、幅広い種類の食品を取り入れるように努める。また、子どもの咀嚼や嚥下機能、食具使用の発達状況等を観察し、その発達を促すことができるよう、食品の種類や調理方法に配慮するとともに、子どもの食に関する嗜好や体験が広がりかつ深まるよう、多様な食品や料理の組み合わせにも配慮する。(児童福祉施設給食における「食事摂取基準」を活用した食事計画について 平成22年3月30日雇児母発0330第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知)

## 11 献立内容の周知

保育園で提供する食事については、事前にその献立内容について書面で保護者に周知する。(保育所における食を通じた子どもの健全育成(いわゆる「食育」)に関する取組の推進について 平成16年3月29日雇児母発 0329001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保健課長通知)(参考：別紙2 市立保育園「給食だより」)

## 12 食育の実践

食育計画を「保育課程」及び「指導計画」に位置づくかたちで作成し、全職員の共通理解のもとに計画的・総合的に展開する。(保育所保育指針 平成20年3月28日厚生労働省告示第141号)(保育所における食を通じた子どもの健全育成(いわゆる「食育」)に関する取組の推進について 平成16年3月29日雇児母発 0329001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保健課長通知)

## 13 調理終了から喫食までの時間

調理終了から喫食までの時間(衛生時間)は、極力短くする。適温での食事と食中毒発生防止のため、調理後の食品は調理終了後2時間以内に喫食することが望ましい。

夕食などを提供する場合は、作り置きするのではなく、調理員のローテーション勤務で対応することが望ましい。(社会福祉施設における衛生管理について 大量調理施設衛生管理マニュアル 平成9年3月24日衛食第85号厚生省生活衛生局長通知)

## 14 発注

実施児童数ではなく、実際の登園状況を把握して発注数を決定し、極力過不足のないようにする。

発注の記録として、発注書の控えを保管する。また、納品書も保管しておく。

給食費として支出するものは、食品のみとする。

## 15 検食

施設の管理者として、児童に見合った食事かどうか、栄養的・嗜好的・衛生的な観点から提供する給食全てについて試食を行う。また、児童への安全面から児童より先に試食する。

検食者は、継続して評価できる職員（園長等）を決定し、この職員が不在の場合に検食する者をあらかじめ決めておく。

検食記録（検食者印、検食時間、検食者の意見）を作成する。

（保育所における食を通じた子どもの健全育成（いわゆる「食育」）に関する取組の推進について 平成16年3月29日雇児母発0329001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保健課長通知）

## 16 日常衛生点検及び記録

加熱調理食品の中心温度（75℃以上、1分間以上）、調理作業前及び作業後の冷蔵庫・冷凍庫の温度、調理作業前及び作業後の使用水の点検（色、濁り、におい、異物）を毎日実施し、記録を保存する。なお、貯水槽を使用している場合は遊離残留塩素濃度が0.1 mg/L以上であることを毎日検査し、記録する。（大規模食中毒対策等について 大量調理施設衛生管理マニュアル 平成9年3月24日衛食第85号厚生省生活衛生局長通知）

## 17 給食日誌

実施献立名や日常衛生点検に関する記録、喫食人数等を記録する。検食記録簿を兼ねても良い。（参考：別紙3 市立保育園「給食日誌」）

## 18 害虫駆除

害虫の駆除を半年に1回以上実施し、記録を保存すること。（大規模食中毒対策等について 大量調理施設衛生管理マニュアル 平成9年3月24日衛食第85号厚生省生活衛生局長通知）

（参考：別紙4 ゴキブリの生息調査と防除方法について）

## 19 食器・調理器具等の洗浄と消毒

食器・調理器具等の使用後は、流水で洗浄し、さらに80℃、5分間以上又はこれと同等の効果を有する方法で十分殺菌した後、乾燥させ、清潔な保管庫を用いるなどして衛生的に保管する。

（大規模食中毒対策等について 大量調理施設衛生管理マニュアル 平成9年3月24日衛食第85号厚生省生活衛生局長通知）

※消毒方法：①熱風消毒保管庫②熱湯消毒③薬剤消毒④乾燥後アルコール消毒

※熱風消毒保管庫を使用する場合は、80～90℃で30分以上を目安とする。

※食器洗浄機（食器乾燥機）を使用する場合は、殺菌条件（80℃、5分間以上）を満たしているか確認する。満たしていない場合は、他の消毒方法で実施する。

## 20 まな板

まな板は食品別に区別して使用する。生魚用、生肉用、野菜用、調理済み食品用に分け、専用のもを用意し混同しないようにする。

木製のまな板は水分が残りやすく、細菌が繁殖しやすいので、プラスチック製や合成樹脂製のものが望ましい。（大規模食中毒対策等について 大量調理施設衛生管理マニュアル 平成9年3月24

## 21 検査用保存食

原材料及び調理済み食品を食品ごとに50g程度ずつ清潔な容器(ビニール袋等)に入れ、密封し、-20℃以下で2週間以上保存する。

なお、原材料は、特に、洗浄・殺菌等を行わず、購入した状態で保存する。

(大規模食中毒対策等について 大量調理施設衛生管理マニュアル 平成9年3月24日衛食第85号厚生省生活衛生局長通知)

## 22 手洗い

調理室内の手洗い設備には、石けん、消毒液、爪ブラシを設置し、これらを使用した手洗いを励行する。また、手拭きタオルは共用とせず、ペーパータオル等の使用が望ましい。(大規模食中毒対策等について 大量調理施設衛生管理マニュアル 平成9年3月24日衛食第85号厚生省生活衛生局長通知)

## 23 調理服の着用

調理担当者は、調理作業専用の清潔な調理服を着用する。調理服は汚れが目立つ淡色で、上着は外衣を覆うものが望ましい。(労働安全衛生規則 平成12年3月30日号外労働省令第12号)

## 24 トイレ

専用の手洗い設備、専用の履物を備えること。また、調理担当者専用のトイレがあることが望ましい。(大規模食中毒対策等について 大量調理施設衛生管理マニュアル 平成9年3月24日衛食第85号厚生省生活衛生局長通知)

## 25 ゴミの処理

蓋付きのポリバケツを調理室内に設置し、作業終了後は調理室外に保管する。

## 26 食器

プラスチック製の食器(ポリプロピレン、メラミン等)を使用する場合は3~5年周期で更新することが望ましい。

## 27 調乳

調乳室の手洗い場には石けんと消毒液を設置し、調乳前には必ず、これらを使用した手洗いを行うこと。また、手拭きタオルは共用としない。

## 28 調理室の施設設備の構造

衛生面、作業動線を考慮した設備とするため、設計の段階で福祉保健センター生活衛生課食品衛生係に相談すること。

## 29 調理業務の委託について

調理業務を委託する場合は、「保育所における調理業務の委託について(平成10年2月18日児発第86号 厚生省児童家庭局長通知)」に従うこと。

平成27年1月28日(水)

予定実施献立表

時間区分	料理名	アレルギー対応	食品名	総使用量	幼児	食数	乳児	食数			
					予定		予定				
					実施		実施		使用量	総使用量	価格
午前おやつ	せんべい		せんべい(5~10g)				5.0				
	牛乳		★牛乳				100.0				
主食	バターロール		バターロール		50.0		40.0				
昼食	魚のマヨネーズ焼き		生鮭(切り身)		60.0		48.0				
			塩・こしょう(少々)								
			酒		0.5		0.4				
			油		1.0		0.8				
			★マヨネーズ		10.0		8.0				
			玉葱		7.5		5.4				
			パセリ		1.2		0.9				
	ブロッコリー		ブロッコリー		40.0		30.0				
	ジュリエンヌスープ		玉葱		16.0		12.8				
			人参		5.2		4.2				
			キャベツ		8.9		7.1				
			セロリ		6.2		4.7				
			ベーコン		5.0		4.0				
			コンソメ		1.0		0.8				
			だしを取る湯		150.0		120.0				
塩(0.1~0.2g)		0.2		0.2							
こしょう(少々)											
デザート	いちご		いちご(中1粒15g)				30.7				
午後おやつ	すいとん		鶏むね肉(皮なし)		15.0		12.0				
			小麦粉		18.0		15.0				
			水(加える水)適量								
			長葱		5.3		4.3				
			青菜		11.8		9.5				
			削り節(だし用)		2.5		2.0				
			だしを取る湯		120.0		100.0				
			塩		0.5		0.4				
	★醤油		3.0		2.4						
お茶		お茶又は麦茶									

【ロールパンについて】

「食パン」を使用してもかまいませんが、マーガリンは使用しません。量は幼児50g乳児40gです。

【ブロッコリーについて】

「ブロッコリー」は廃棄率を50%として記載してあります。  
 幼児20g、乳児16gと考えていますので、発注の際の参考にしてください。  
 茎の上の柔らかい部分は、外側の硬い皮をむくと使用できます。



日	曜	補助	副 食	午後おやつ	赤:血や肉になる	黄:熱や力となる	緑:調子をととのえる
5	月	せんべい 牛乳	中華炒め 味噌汁	クッキー みかん	豚 肉 味 噌	油	白菜・人参・いんげん 大根・わかめ・エリンギ
19		ご飯	りんご	牛 乳	牛 乳	片 栗 粉	玉葱・みかん・りんご
6	火	クラッカー 牛乳	チキンカレー りんごサラダ	フルーツ ヨーグルト	鶏肉・牛乳 スキムミルク	じゃがいも・油 バター・蜂蜜	玉葱・きゅうり・もやし・人参 ピーマン・コーン缶・キャベツ
20		ご飯	み かん	お 茶	ヨーグルト	小麦粉・砂糖	りんご・黄桃缶・いちご・みかん
7	水	クッキー 牛乳	魚の照り焼き 白和え	黒砂糖入り 蒸しパン	魚・豆腐 味噌・卵	小 麦 粉 砂 糖 ・ 油	キャベツ・人参・しめじ こんにゃく・わけぎ
21		ご飯	味噌汁・いちご	牛 乳	牛 乳	黒砂糖・ごま	青菜・レーズン・いちご
8	木	チーズ お茶	二色揚げ もやしの甘酢和え	焼きいも	魚・チーズ 卵・ちくわ	砂 糖 ・ 油 さつまいも	人参・きゅうり・もやし パプリカ・えのきたけ
22		ご飯	すまし汁・みかん	牛 乳	ふ ・ 牛乳	小 麦 粉	のり・青菜・みかん
9	金	煮干し 牛乳	い り 鶏 味噌汁	ドーナツ	鶏肉・味噌 さつま揚げ	砂 糖 ド ー ナ ツ	こんにゃく・かぶの葉 人参・かぶ・いんげん
23		ご飯	りんご	牛 乳	牛 乳	油	しめじ・ごぼう・りんご
10	土		パ み かん	ン 牛 乳	牛 乳	パ ン	み かん
24			牛	乳			
13	火	クッキー 牛乳	ポークソテー きゅうりもみ	せんべい りんご	豚肉・味噌 油揚げ	油	白菜・人参・わかめ きゅうり・万能葱
26	月	ご飯	味噌汁・みかん	牛 乳	牛 乳	砂 糖	りんご・みかん
27	火	クラッカー 牛乳	お で ん 手作りふりかけ	焼きそば	(さつまいも・ウインナー ちくわ・はんぺんから2品)	(じゃがいも 里芋から1 品)・油・砂糖	こんにゃく・大根 人参・キャベツ
		ご飯	み かん	お 茶	ちりめんじゃこ・卵 削り節・豚挽肉・牛乳	ごま・中華麺	もやし・のり 昆布・みかん
14	水	せんべい 牛乳	魚のマヨネーズ焼き ブロッコリー	すいとん	鮭・鶏肉 ベーコン	小 麦 粉 油	キャベツ・玉葱・人参 長葱・青菜・ブロッコリー
28		パン	ジュリエンスープ・いちご	お 茶	牛 乳	マヨネーズ	パセリ・セロリ・いちご
15	木	クッキー お茶	カレーうどん ひじきサラダ	じゃこ豆 せんべい	豚肉・なるど ちりめんじゃこ	干しうどん・油 片栗粉・小麦粉	玉葱・人参・いんげん・ひじき 切り干し大根・コーン缶
29		ご飯	み かん	牛 乳	大豆・ハム・牛乳	ごま・砂糖	きゅうり・のり・みかん
16	金	クラッカー 牛乳	厚揚げの酢豚風 味噌汁	せんべい クッキー	豚 肉 厚 揚 げ	砂 糖 ・ 油 じゃがいも	えのきたけ・パプリカ 玉葱・万能葱・ピーマン
30		ご飯	りんご	いちご・牛乳	味噌・牛乳	片 栗 粉	人参・いちご・りんご
17	土		パ り ん	ン ご 乳	牛 乳	パ ン	り ん ご
31			牛	乳			
日 ( ) の				七草粥・みかん		米	大根・かぶの葉 かぶ・みかん
午後おやつ				お 茶			

新年あけましておめでとうございます。  
今年もおいしく、安全な給食を提供できるよう、努めていきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

## 日本の食文化



### ◎おせち料理

おせちを漢字で書くと「御節」という字になります。本来、暦上の節句のことを指し、その際に食べる料理をおせち料理と呼びました。現在では節句の一番目にあたる正月のお祝いの料理を表す言葉として使われています。おせち料理を重箱に詰め、重ねて用意するのは、めでたさを重ねるという意味で縁起をかつぐためだそうです。

### ◎七草粥

せり、なずな、ごぎょう、はこべら、ほとけのぞ、すずな(かぶ)、すずしろ(大根)が春の七草です。

七草は、早春にいち早く芽吹くことから、邪気を払うといわれ、無病息災を祈って正月七日に食べます。

正月のご馳走で疲れた胃腸を休ませ、ビタミンなどを補う役割もあり、理にかなった食文化といえます。



※ 野菜は安全を考慮し、加熱処理を実施しております。  
※ 献立は都合により、変更することがあります。

### ☆今月の平均栄養給与量☆

( ) 内の数字は土曜日です

エネルギー kcal	たんぱく質 g	カルシウム mg	鉄 mg	ビタミンA ㎍	ビタミンB1 mg	ビタミンB2 mg	ビタミンC mg	塩分 g
537(209)	21.7(8.0)	306(150)	1.8(0.2)	196(69)	0.41(0.11)	0.44(0.21)	36(11)	1.7(0.5)

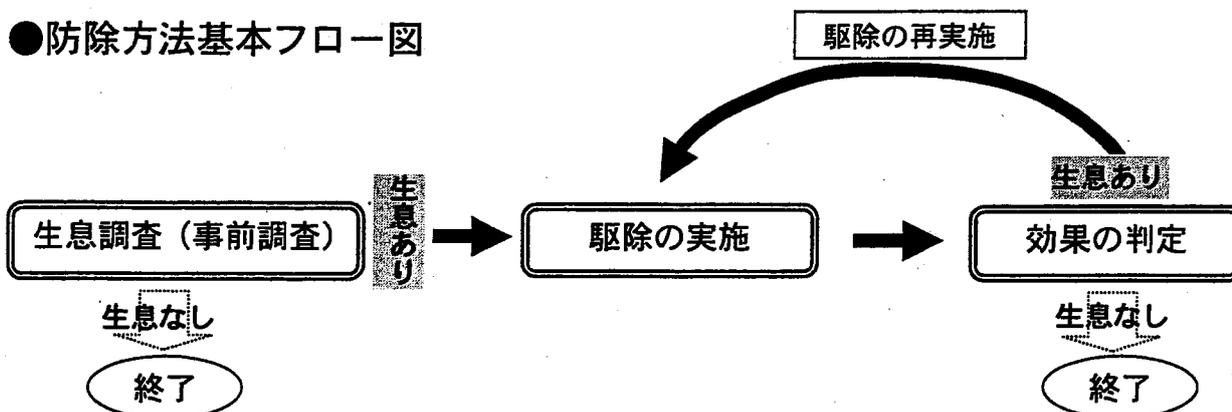
# 給 食 日 誌

平成 年 月 日 曜			園長印	検食者印	担当者印
天 候	室 温		°C	湿 度	%
献立名	【午前おやつ】	【主食、デザート】	【 昼 食 】	【午後おやつ】	【時間延長おやつ】
					検食者印: _____
検食時間	時 分	時 分 (離乳食 時 分)	時 分	時 分	時 分
【喫食状況】			【検食者所見】		
	昼 食	時間延長			
0 歳	人	人			
1~2歳	人	人			
3~5歳	人	人			
合 計	人	人	(時間延長おやつ)		
【調理担当者の意見又は調理作業上の注意点】					
喫食状況の把握	残食の量: 多・少・無 比較的多かった献立又は原材料名: _____				
調理担当者の勤務状況	休暇: 年次休 (午前、午後、1日)、指定休、その他( ) 氏名: _____				
調理担当者の健康状態	良好・異常あり(下痢・発熱・腹痛・嘔吐・手指に傷 ) ※異常があった時の対応( )				
使用水の点検 (水道・貯水槽)	作業前: 適・否		遊離残留塩素濃度 (貯水槽あり園)		mg/l
	作業後: 適・否		遊離残留塩素濃度 (貯水槽あり園)		mg/l
冷蔵庫の温度	作業前: °C	作業後: °C	冷凍庫の温度	作業前: °C	作業後: °C
原材料の納入状況	適・否	異常を確認した原材料名		原 材 料 名: _____	
		とその理由・対処方法		理由・対処方法: _____	
加熱調理した献立と中心温度	献立名			中心温度 °C	
	献立名			中心温度 °C	
調理作業後の速やかな盛り付け: 適・否		盛り付け後の速やかな配膳: 適・否		配膳後の速やかな喫食: 適・否	
清掃状況	床・排水溝・ガスレンジ・オープンレンジ・冷凍庫・冷蔵庫・食品庫・戸棚・換気扇 ダクト・給食用エレベーター・熱風消毒保管庫・シンク・窓ガラス・その他 ( )				
備 考					

## ゴキブリの生息調査と防除方法について

「平成18年度 衛生管理講習会」で説明した生息調査について、多数お問い合わせがありましたのでポイントをまとめました。

### ●防除方法基本フロー図



### ●生息調査 (事前調査) の方法

#### 【目視調査】

生息ポイント (ゴキブリが好んで生息する場所) を懐中電灯で照らすなどして、ゴキブリの生息や糞 (参考 図1、2) の有無を確認します。

一般的にゴキブリは夜間に活動します。日中見かける場合は、たくさん生息していると考えられます。



図1 クロゴキブリ (大型種) の糞

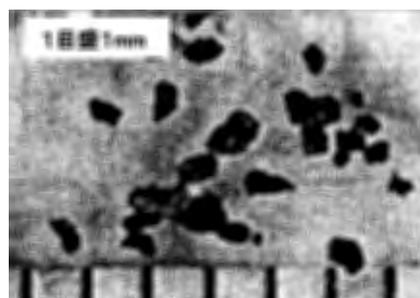


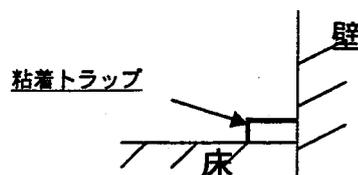
図2 チャバネゴキブリ (小型種) の糞

#### 【情報収集】

ゴキブリの目撃情報を収集し、生息実態を把握します。

#### 【トラップ法】

市販の粘着トラップを生息ポイントに1週間程度仕掛け、ゴキブリの捕獲状況を確認します。



これらの方法を組み合わせて行うことにより、生息調査の精度を高くすることができます。

#### 《生息ポイント (ゴキブリが好んで生息する場所)》

- ①暖かいところ
- ②暗いところ
- ③エサに近いところ
- ④湿気のある場所
- ⑤狭いすき間

調理台付近、レンジや冷蔵庫の下・裏、配電盤、コンセント付近、電話機等の中、壁紙の裏、食品保管場所、ゴミ置き場、本棚、水周り など

## 《ゴキブリ防除のポイント ～基本は清掃・整理整頓～》

- ①菓子等の食べ物、生ゴミはゴキブリのエサとなります。フタ付の容器に入れて片付けましょう。
- ②使用した食器や調理器具は放置せず、洗って収納しておきましょう。
- ③食器棚や流し台の下や隅、排水溝なども掃除してきれいにおきましょう。
- ④キッチン等の水周りは、水を布巾などで拭き、乾燥させておきましょう。

### ●駆除の実施（生息が確認された場合、駆除を実施します）

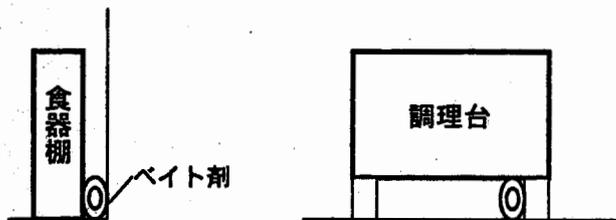
駆除の方法には、薬剤塗布による方法、くん煙剤による方法、ベイト剤による方法等がありますが、ここでは、簡単で、毒性が低く、効果が持続し、環境にやさしい方法である『ヒドラメチルロン配合のベイト剤（食毒剤）による方法』を紹介します。

#### 【特徴】

- ・人や動物に毒性が低い。
- ・ドミノ効果がある。（食べたゴキブリだけでなく巣にいるゴキブリも駆除できる）
- ・効果が長期間（数ヶ月）持続する。
- ・置くだけで使用できる。
- ・短時間で広範囲な駆除の実施には適さない。（この場合は、くん煙剤による方法が適する）

#### 【方法】

ゴキブリの生息ポイントにベイト剤を設置して使用します。幼児の誤飲に注意し、薬剤がむき出しでない形態のものをご利用ください。使用にあたっては、使用上の注意をよく読んだ上でお使いください。



ベイト剤仕掛け場所例

食器棚と壁の隙間、調理台の下等の「生息ポイント」に設置してください。

### ●効果の判定、駆除の再実施

駆除を実施後、再び生息調査を行い、駆除の効果を判定します。効果が見られない場合は、再度駆除を実施します。

### ●実施の記録

生息調査又は駆除作業は年2回以上実施し、その内容を記録してください。また、実施記録は1年間以上保存してください。

#### 【生息調査の記録】

実施年月日、調査の場所、実施方法、発生の有無を記載してください。

#### 【駆除作業の記録】

実施年月日、実施の場所、駆除方法、使用した薬剤名、使用量等を記載してください。

作成

泉福祉保健センター生活衛生課 原

健康福祉局健康安全部食品衛生課 金子

# 保育所等における給食食材の放射性物質測定要領

平成 24 年 7 月 27 日 こ保運第 1266 号

(改訂) 平成 24 年 9 月 24 日 こ保運第 1627 号

(改訂) 平成 26 年 4 月 1 日 こ保運第 2551 号

## 1 目的

流通している食品は、出荷元自治体に加え、本市独自に検査を行っており、基本的に安全であると認識しています。しかし平成 24 年 4 月に食品中の放射性物質の新たな基準値が適用されたことを受けて、これまで以上に食材の安全性を確認することが求められています。そこで、児童が喫食する前に放射性物質の測定を行い、その安全を確認することにより、保護者の放射線に対する不安の解消を図ることを目的とします。

また、測定に関しては、学校給食の放射線測定に準じて行います。

## 2 測定に使用する放射線測定器

- ・検出器 ゲルマニウム半導体検出器
- ・測定核種 放射性セシウム 134、137
- ・検出限界 各 3 Bq/kg

## 3 食材の放射線測定について

### (1) 測定対象施設

市立保育所、認可保育所、横浜保育室

### (2) 検査機関

#### ア 北部エリア

(対象：鶴見、神奈川、西、保土ヶ谷、旭、港北、緑、青葉、都筑、泉及び瀬谷区内の保育園)

#### イ 南部エリア

(対象：中、南、港南、磯子、金沢、戸塚及び栄区内の保育園)

### (3) 測定開始時期及び測定日

平成 24 年 7 月から、火・水・木・金曜日（祝日、年末年始及びその翌日を除く）の給食で使用する食材を給食実施日の前日及び当日に測定

### (4) 測定対象施設の測定順序

ア 原則として、区ごとに入所児童数の多い園から 1 日 1 園、順次測定を行います。

イ 測定開始当初は、市立保育所で測定を行うこととし、18 区を 2 巡（西区は 1 園）し、合計 35 園の測定を実施します。

ウ イの終了後、認可保育所、横浜保育室、残りの市立保育所については、4 週間に 8 区の測定を実施します。

### (5) 1 回あたりの測定検体数

最大 8 品（当日検査分、最大 2 品を含む）

#### (6) 測定食材の選定

測定実施園の測定日の給食献立で使用する食材のうち、下記の食材について測定します。

ア 主食（米、パン）、牛乳

イ 厚生労働省公表「食品中の放射性物質の検査」において、過去一年の間に、基準値（100Bq/kg）あるいはその1/2（50Bq/kg）を超える放射性セシウムが検出された食材

ウ ア及びイを主原料とする加工品

エ その他保育運営課が必要と認めるもの

#### ① 市立保育所の場合

保育運営課が献立から選定し、園に通知します。

#### ② 認可保育所、横浜保育室の場合

保育運営課が測定実施園の予定実施献立表から選定し、園に通知します。

#### (7) 測定する食材の量

1 検体あたり、2000ml 程度（可食部）

#### (8) 測定結果の公表

ア 保育園向け

測定実施園の給食提供時間までに園に通知します。

イ こども青少年局のホームページでの公表

給食提供時間前までに測定結果の公表を行います。

#### (9) 測定で国の基準値以上の値が出た場合の対応

測定実施園での当該食品の使用は中止し、食品衛生法上の違反食品の対応に沿って調査を保健所が行います。その場合は、各保育施設に保育運営課から情報提供をします。

### 4 各施設における作業

#### (1) 測定食材の選定

ア 市立保育所

保育運営課が献立から選定します。

イ 認可保育所、横浜保育室

(ア) 実施予定日の2週間前までに、次の書類を保育運営課あてに送付します。

① 当月の予定実施献立表（実施予定日の食材、1人分の使用量が全て記入されているもの）

② 保護者配布用献立表

(イ) 保育運営課で送付のあった献立表の内容を確認し、測定する食材を決定し、食材予定・納品状況確認表（別紙様式3）を保育運営課から送付しますので、納品日や納品業者名等をご記入の上、返送してください。その後、給食食材測定情報表（別紙様式1）の検査食材、発注量を保育運営課で記入し、該当施設に送付します。

## (2) 測定食材の発注及び納品

ア 測定には1検体あたり可食部で2000ml程度が必要です。測定用に普段より多めに発注をお願いします。

イ 測定食材について、生産地、生産者、ロット番号、出荷者情報が必要です。予め納入業者に確認し、給食食材測定情報表（別紙様式1）に記入をしてください。

ウ 保育園の食材の納品は安全面を考慮し、原則給食実施当日の納品となっています。放射性物質測定を実施するにあたり、各保育園において通常行っている食材の納品方法を変更する必要はありません。

以下のとおり、食材の納品方法に応じて、保育運営課職員が保育園または納入業者から食材を受領した後、検査機関に持ち込み、測定を行います。

- ・米など予めまとめて保育園に納品されている食材は、給食前日に保育園から食材を受領し、前日に測定を行います。
- ・肉など保育園への納品は給食当日であるものの、保育園に納品するものと同じ食材が給食前日に納入業者に確保されている食材は、前日に納入業者から食材を受領し（保育運営課職員が納入業者まで直接食材を取りに行き）、前日に測定を行います。
- ・魚、野菜の葉物や豆腐など給食当日に納入業者が市場等から調達または製造し、保育園に納品される食材は、当日に保育園から食材を受領し、当日に測定を行います。

## (3) 保護者への周知

測定日が決まりましたら、保護者向け測定通知文を掲示するなどして、保護者に周知をしてください。

各施設の測定結果は、「給食食材の放射線測定の結果について」（別紙様式2）を施設内に掲示し、周知してください。

## 5 測定の手順

### \*給食実施日の前日

時 間	内 容
13:00 ごろ	保育運営課職員が測定実施園に到着。食材の調達。
13:30 ごろ	保育運営課職員が納入業者にて、食材の調達。
14:00	検査機関へ持込み

### \*給食実施当日（当日納品の食材がある場合）

時 間	内 容
8:30	前日分の測定結果を園へ連絡。市 HP へ公表。
9:00 まで	保育運営課職員が測定実施園に到着。当日納品の食材を調達
9:30 まで	検査機関へ持込み
10:30 ごろ	当日分の測定結果を園へ連絡。市 HP へ公表

(様式一1)

■測定食材情報表

測定日：平成 年 月 日

保育園名：\_\_\_\_\_

業者名：\_\_\_\_\_

所在地：\_\_\_\_\_

電話：\_\_\_\_\_ 担当者 \_\_\_\_\_

検査食材	発注量 (g)	生産地	生産者	ロット番号	出荷者

※検査食材、発注量については、予め保育運営課で記載します。この分量を給食食材に加えて発注してください。

※発注量は、廃棄込みの量です。

※生産地については、必ず記入してください。

※生産者、ロット番号、出荷者についても記載をお願いします。どうしても記載が難しい場合は、農協名等、地域を限定できる情報をお願いします。

(様式一 2)

平成 26 年 月 日

保護者の皆さまへ

保育園名 \_\_\_\_\_

### 給食食材の放射性物質検査の結果について（お知らせ）

給食食材の事前検査の結果は以下のとおりです。

測定日	品 名	産 地	結 果

### 食材予定・納品状況確認表

(様式-3)

保育園名: \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ 区)

給食実施日:平成 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日( \_\_\_\_ )

	食材名 ※1	幼児1人あたりの 摂取量(g)	通常の保育園への納品日 ※2	当日納品の食材の場合、業者に 出向けば前日に確保できるか ※3	納品業者名
1			前日・当日・その他( _____ )	可能・不可能	
2			前日・当日・その他( _____ )	可能・不可能	
3			前日・当日・その他( _____ )	可能・不可能	
4			前日・当日・その他( _____ )	可能・不可能	
5			前日・当日・その他( _____ )	可能・不可能	
6			前日・当日・その他( _____ )	可能・不可能	
7			前日・当日・その他( _____ )	可能・不可能	
8			前日・当日・その他( _____ )	可能・不可能	

太枠内に各食材の納品状況、納入業者名をご記入ください。

※1 ホームページ公開時の名称のため、献立表の食材名と異なる場合があります。

※2 米のようにあらかじめまとめて納品されている場合は、その他に「1週間分まとめて納品」など記入してください。

※3 給食実施当日の朝検査できるのは最大2品です。前日納品の場合は記入不要です。

平成23年7月25日

各保育所設置者 様  
施設長 様

こども青少年局保育運営課長

保育所給食における牛肉の取扱について（依頼）

3月11日の東日本大震災以来、放射線被ばくを心配する保護者の方からの相談に対して、各園において日々、その不安な気持ちを受け止め、丁寧にご対応いただいていることに、感謝申し上げます。また、先日の保育所給食における牛肉の使用についての調査に、ご協力くださっていることについても重ねて感謝申し上げます。

さて、既に報道等でご承知のところと存じますが、平成23年7月22日（金）に、栃木県、岩手県、宮城県、秋田県では各県の農家から出荷された肉牛計6頭の肉から食品衛生法の暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されたと発表されました。

また、牛の飼育にあたって、放射性セシウムが検出された稲わらを使用した農家については、福島県の近隣の県にとどまらず、広がりを見せています。

平成23年7月12日付こ保運第1346号の通知で、本市では、当面、市立保育所の給食への牛肉（※ただし、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県産の牛肉）の使用を控えることを、市災害対策本部放射線対策部の決定としてお知らせしました。

その後、上記7県以外でも、汚染稲わらを食べた牛が出荷されていることがわかりましたので、当面の間、上記の7県を問わず、市立保育所の給食において牛肉の使用を控えることとします。

つきましては、急な連絡となりましたが、各施設におかれましても、当面の間、念のため、市立保育所での対応を踏まえ、牛肉の使用を控える等、改めてご配慮のほどお願い申し上げます。

担当 運営指導係 TEL 671-3564  
FAX 664-5479



様式1

(主治医)→(保育園)

保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表 (食物アレルギー・アナフィラキシー)

提出日 年 月 日

名前 男・女 平成 年 月 日生 ( 歳 ヶ月) 組

アナフィラキシー(あり・なし) 食物アレルギー(あり・なし)	<b>1 病型・治療</b>	<b>2 保育所での生活上の留意点</b>	<b>★保護者</b> (電話)	
	<b>A 食物アレルギー病型 (食物アレルギーありの場合のみ記載)</b> 1 食物アレルギーの関与する乳児性アトピー性皮膚炎 2 即時型 3 その他 (新生児消化器症状 ・ 口腔アレルギー症候群・ 食物依存性運動誘発アナフィラキシー・その他 _____ )	<b>A 給食・離乳食</b> 1 管理不要 2 保護者と相談し決定	【緊急連絡先】	<b>★連絡医療機関</b> (医療機関名)
	<b>B アナフィラキシー病型 (アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載)</b> 1 食物 (原因 _____ ) 2 その他 (医薬品・食物依存性運動誘発アナフィラキシー・ ラテックスアレルギー _____ )	<b>B アレルギー用調整粉乳</b> 1 不要 2 必要 下記該当ミルクに○、又は ( ) に記入 ミルフィー・ニューMA-1・MA-mi・ペプディエット エレメンタルフォーミュラ その他 ( _____ )		(電話)
	<b>C 原因食物・除去根拠</b> 該当する食品の番号に○をし、かつ < > 内に診断根拠を記載 1 鶏卵 < > 2 牛乳・乳製品 < > 3 小麦 < > 4 ソバ < > 5 ピーナッツ < > 6 大豆 < > 7 ゴマ < > 8 ナッツ類 * < > ( ) 9 甲殻類 * < > ( ) 10 軟体類・貝類 * < > ( ) 11 魚卵 * < > ( ) 12 魚類 * < > ( ) 13 肉類 * < > ( ) 14 果物類 * < > ( ) 15 その他 * < > ( ) *類は ( ) の中に具体的に記載すること。	<b>C 食物・食材を扱う活動</b> 1 配慮不要 2 保護者と相談し決定	除去期間および再評価 の見通し 1 6ヶ月 2 12ヶ月	
	【除去根拠】 該当するもの全てを < > 内に番号を記載 ①明らかな症状の既往 ②食物負荷試験陽性 ③IgE抗体等検査結果陽性 ④未摂取	<b>D 宿泊を伴う園外活動</b> 1 配慮不要 2 食事やイベントの際に配慮が必要	記載日 年 月 日	
		<b>E 除去食品で摂取不可能なもの</b> 病型・治療のCで除去の際に摂取不可能なものに○ 1 鶏卵: 卵殻カルシウム 2 牛乳・乳製品: 乳糖 3 小麦: 醤油・酢・麦茶 6 大豆: 大豆油・醤油・味噌 7 ゴマ: ゴマ油 12 魚類: かつおだし・いりこだし 13 肉類: エキス	医師名	
		<b>F その他、配慮・管理事項 (自由記載)</b>	医療機関名	
	<b>D 緊急時に備えた処方薬</b> 1 内服薬 (抗ヒスタミン薬、ステロイド薬) 2 アドレナリン自己注射薬 (「エピペン®」) 3 その他 ( _____ )			